岩手県告示第85号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。 令和7年2月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士			
	氏 名	二級建築士又は	登録番号	免許の取消しの理由
		木造建築士の別		
令和7年2月7日	佐々木 忠一	二級建築士	第2147号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため
11	松ノ木 英夫	二級建築士	第3482号	II.